

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

上場申請会社
株式会社エージェント I Gホールディングス

提出会社
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ

目次

表紙	頁
第一部 【組織再編成に関する情報】	4
第1 【組織再編成の概要】	4
1 【組織再編成の目的等】	4
2 【組織再編成の当事会社の概要】	6
3 【組織再編成に係る契約等】	7
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	21
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	21
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	22
7 【組織再編成に関する手続】	23
第2 【統合財務情報】	24
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	24
第二部 【企業情報】	25
第1 【企業の概況】	25
1 【主要な経営指標等の推移】	25
2 【沿革】	25
3 【事業の内容】	25
4 【関係会社の状況】	25
5 【従業員の状況】	25
第2 【事業の状況】	27
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	27
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	27
3 【事業等のリスク】	28
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
5 【重要な契約等】	33
6 【研究開発活動】	33
第3 【設備の状況】	34
1 【設備投資等の概要】	34
2 【主要な設備の状況】	34
3 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【上場申請会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【自己株式の取得等の状況】	39
3 【配当政策】	39
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5 【経理の状況】	49
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	49
第7 【上場申請会社の参考情報】	50
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	50
2 【その他の参考情報】	50
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	51
第四部 【特別情報】	52
第1 【最近の財務諸表】	52
1 【貸借対照表】	52
2 【損益計算書】	52
3 【株主資本等変動計算書】	52
4 【キャッシュ・フロー計算書】	52
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	52

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社エージェント I G ホールディングス（以下、「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、2025年7月1日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の2025年6月2日において、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立予定日である2025年7月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現はしていません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田正樹
【提出日】	2025年6月2日
【会社名】	株式会社エージェント I G ホールディングス
【英訳名】	Agent IG Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 一戸 敏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷本村町3番29号
【電話番号】	下記の株式会社エージェント・インシュアランス・グループの連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（注）1
【英訳名】	Agent Insurance Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 一戸 敏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷本村町3番29号
【電話番号】	03-6280-7818
【事務連絡者氏名】	専務上級執行役員 高橋 真喜子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷本村町3番29号
【電話番号】	03-6280-7818
【事務連絡者氏名】	専務上級執行役員 高橋 真喜子

1 以下、「エージェント・インシュアランス・グループ」といいます。

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の目的及び理由

当社グループは、「お客様の利益創出に最善を尽くす」という企業理念のもと、損害保険中心の保険代理店として、これまで593件の損害保険代理店のM&A及び事業承継を行い、規模を拡大してまいりました。また、子会社であるAgent America, Inc.は、世界最大の保険マーケットを有する米国において、4拠点を構え、米国においても保険ブローカーのM&A及び事業承継を推進しております。

2024年4月には、生命保険を主軸とする総合保険代理店を営むファイナンシャル・ジャパン株式会社の全株式を取得し、生命保険・損害保険・海外保険ブローカーの3つの主軸を有する企業グループとなり、大きな業界再編の流れに直面している保険業界において、確固たる地位を築くべく、盤石な経営体制の構築、マーケットの拡大、そして利益率の高いイノベティブな組織への変革を推進しております。

また、重要な成長戦略の一つとして「テクノロジーの活用」を掲げ、2025年1月には、システム開発領域において30年以上に渡る実績と高い技術力を有する株式会社コスモアビリティを子会社化し、デジタルを活用したお客様の利便性向上にも取り組んでおります。

上記のような事業展開を踏まえて、今後はより機動的かつ戦略的にM&A及び事業承継を行い、迅速な意思決定のもと持続的成長と企業価値向上を実現できる企業体制へと進化を遂げる必要があると考え、持株会社体制へ移行することが適切であると判断いたしました。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社エージェント I Gホールディングス (英文表示: Agent IG Holdings, Inc.)	
(2) 所在地	東京都新宿区市谷本村町3番29号	
(3) 代表者及び役員 就任予定者	取締役会長	唐津 敏徳 現 エージェント・インシュアランス・グループ 取締役会長
	代表取締役社長	一戸 敏 現 エージェント・インシュアランス・グループ 代表取締役社長
	取締役	高橋 真喜子 現 エージェント・インシュアランス・グループ 専務上級執行役員
	取締役	栗原 喜子 現 エージェント・インシュアランス・グループ 取締役
	取締役	渡邊 徳人 現 エージェント・インシュアランス・グループ 取締役
	取締役(監査等委員)	長島 芳明 現 エージェント・インシュアランス・グループ 取締役監査等委員
	取締役(監査等委員)	橘内 進 現 エージェント・インシュアランス・グループ 取締役監査等委員
	取締役(監査等委員)	二木 洋美 現 エージェント・インシュアランス・グループ 取締役監査等委員
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務	
(5) 資本金	50,000千円	
(6) 決算期	12月31日	
(7) 純資産	未定	
(8) 総資産	未定	

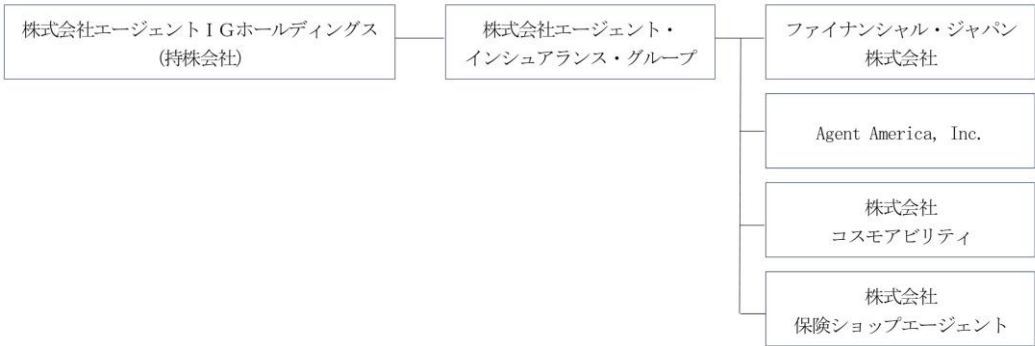
② 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はございませんが、2025年7月1日時点では以下の概要図のうちステップ1のとおりとなり、その後、ステップ2のとおりとなる予定です。

[概要図]

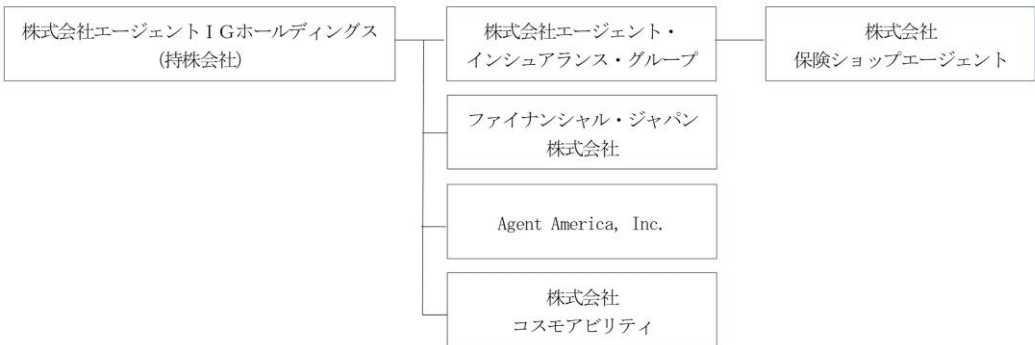
(ステップ1) 単独株式移転による持株会社の設立

2025年7月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



(ステップ2) 持株会社設立後のグループ会社の再編 (時期未定)

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、当社の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定です。なお、かかる再編の具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



(注) 株式会社コスモアビリティは、2025年1月8日にエーエージェント・インシュアランス・グループが株式取得した、エーエージェント・インシュアランス・グループの連結子会社であります。

当社設立後の当社とエーエージェント・インシュアランス・グループの状況は以下となる予定であります。

エーエージェント・インシュアランス・グループは、2025年3月27日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年7月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することによりしております。

会社名	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提 携等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) 株式会社エー エージェント・イン シュアランス・グ ループ	東京都新宿区	336,364	保険代理店事業	100.0	7	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1 資本金は2024年12月31日時点のものです。

2 エーエージェント・インシュアランス・グループは、有価証券報告書の提出会社であります。

3 エーエージェント・インシュアランス・グループは、当社の特定子会社に該当する予定です。

4 本株式移転に伴う当社設立日(2025年7月1日)をもって、エーエージェント・インシュアランス・グループは当社の株式移転完全子会社となり2025年6月27日をもって、上場廃止となる予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、エージェント・インシュアランス・グループは、当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ファイナンシャル・ジ ャパン株式会社	東京都千代田区	30,000	保険代理店事業	100	役員の兼任、従業員の 兼務・出向等 経営指導
(連結子会社) 株式会社保険ショップ エージェント	熊本県熊本市南区	10,000	保険代理店事業	100	役員の兼任、従業員の 兼務・出向等 経営指導 経営管理、運営管理に 係る業務委託契約
(連結子会社) Agent America, Inc.	米国 カリフォルニア州	2千US\$	保険ブローカー 事業	100	役員の兼任、従業員の 兼務・出向等 経営指導
(その他の関係会社) 住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	689,000,000 (注) 1	生命保険事業	被所有 34.09	重要事項の報告に關する 経営管理契約

(注) 1 相互会社については、基金及び基金償却積立金の合計値を記載しています。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、エージェント・インシュアランス・グループ株式会社は当社の完全子会社となる予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

② 役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社と当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループとの取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約等】

1. 株式移転計画の内容の概要

エージェント・インシュアランス・グループは、2025年3月27日に開催された同社の定時株主総会における承認決議等の手続を経た上で、2025年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、エージェント・インシュアランス・グループを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成の上、2025年2月14日開催の同社の取締役会において、決議いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるエージェント・インシュアランス・グループの株主名簿に記載又は記録されたエージェント・インシュアランス・グループの株主に対し、その保有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2025年3月27日に開催されたエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（以下、「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下、「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を定める。

（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

（1）目的

持株会社の目的は、別紙1「株式会社エージェント I G ホールディングス定款」第2条の記載のとおりとする。

（2）商号

持株会社の商号は、「株式会社エージェント I G ホールディングス」とし、英文では、「Agent IG Holdings, Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、東京都新宿区とし、本店の所在場所は、東京都新宿区市谷本村町3番29号とする。

（4）発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、7,864,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社エージェント I G ホールディングス定款」に記載のとおりとする。

（持株会社の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

第2条 持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 唐津 敏徳

取締役 一戸 敏

取締役 高橋 真喜子

社外取締役 栗原 喜子

社外取締役 渡邊 徳人

2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

社外取締役 長島 芳明

社外取締役 橘内 進

社外取締役 二木 洋美

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割り当て）

第3条 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における当会社の株主（以下、「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。

2. 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（持株会社の資本金及び準備金に関する事項）

第4条 持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金の額

50,000,000円

（2）資本準備金の額

12,500,000円

（3）利益準備金の額

0円

(持株会社の成立の日)

第5条 持株会社の設立の登記をすべき日(以下、「持株会社の成立の日」という。)は、2025年7月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 持株会社は、本株式移転に際して、基準時において当会社が発行している第4回新株予約権(その内容は、別紙2「当会社第4回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「当会社第4回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、その所有する当会社第4回新株予約権に代わり、基準時現在発行している当会社第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第1回新株予約権(その内容は、別紙3「持株会社第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「持株会社第1回新株予約権」という。)を交付する。

2. 持株会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当会社第4回新株予約権1個につき、持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

(本計画承認株主総会)

第7条 当会社は、2025年3月27日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社は、取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場)

第8条 持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の名古屋証券取引所のメイン市場への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第9条 持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第10条 当会社は、持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当会社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時までに消却するものとする。

(事情変更)

第11条 本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当会社は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、当会社の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、持株会社の普通株式の名古屋証券取引所のメイン市場への上場について名古屋証券取引所の承認が得られなかった場合または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2025年2月14日

東京都新宿区市谷本村町3番29号

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ

代表取締役 一戸 敏

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エーエージェント I G ホールディングスと称し、英文では、Agent IG Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 損害保険代理業
 - (2) 生命保険の募集に関する業務
 - (3) 保険募集人の教育に関する業務
 - (4) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
 - (5) 少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務
 - (6) 経営コンサルタント業務
 - (7) 資産運用に関するコンサルティング業務
 - (8) 保険、年金その他企業福利厚生制度に関するコンサルティング業務
 - (9) 企業経営上のリスクマネジメントのコンサルティング業務、経営相談の受託
 - (10) ファイナンシャルプランニング業務
 - (11) 銀行代理業
 - (12) 金融商品仲介業
 - (13) コンピューターソフトウェアの制作・販売
 - (14) コンピューター技術者の企業または個人への派遣業
 - (15) コンピューターによる事務処理代行
 - (16) コンピューターによる情報提供サービス
 - (17) コンピューター・事務用品・事務用機器の販売
 - (18) 電子計算室の運営管理代行
 - (19) 広告・宣伝代理業
 - (20) 印刷物のデザイン・印刷の代行及び仲介
 - (21) 電話による事務連絡の取次サービス業
 - (22) オークションの出品代行
 - (23) リユース事業
 - (24) 有価証券の売買、保有、運用
 - (25) 前各号に附帯する一切の業務
2. 当社は、前項各号及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を、東京都新宿区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行する株式の総数は、7,864,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、11名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は毎年12月31日、中間配当の基準日は毎年6月30日とする。

2. 当会社は前項の他、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2025年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額300,000,000円以内とする。

2. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額50,000,000円以内とする。

3. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうちストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額（新株予約権の割当日において新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いて算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額）は、第1項の金銭報酬の額の枠内にて、年額150,000,000円以内（うち、社外取締役分については25,000,000円以内）とし、その内容は以下のとおりとする。

(1) 新株予約権の数

当会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の上限は、900個（うち社外取締役分は150個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は90,000株（うち社外取締役分は15,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当会社が株式分割（当会社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当会社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当会社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当会社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当会社が当会社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当会社普通株式にかかる発行済株式総数から当会社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当会社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当会社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当会社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社または当会社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当会社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当会社は、当会社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当会社は、当会社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（設立時の本店所在場所）

第3条 当会社の設立時の本店所在場所は、東京都新宿区市谷本村町3番29号とする。

（設立時の代表取締役）

第4条 当会社の設立時代表取締役は、一戸敏とする。

（附則の削除）

第5条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

別紙2：株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）

または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月12日から2034年3月27日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由が

あると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の割当日

2024年4月11日

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記10.「組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」(3)「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7.「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記9.「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

11. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする

12. 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

別紙3：株式会社エージェント I G ホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エージェント I G ホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）

または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月12日から2034年3月27日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由が

あると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の割当日

2025年 7 月 1 日

9. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記10.「組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」(3)「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記9.「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

11. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	株式会社エージェント I G ホールディングス (完全親会社・当社)	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1 本株式移転に伴い、エージェント・インシュアランス・グループの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。
- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 普通株式 2,322,848株
上記新株式数は、2024年12月31日時点におけるエージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、エージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、エージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 3 単元未満株式の取扱い
本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受けるエージェント・インシュアランス・グループの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転につきましては、エージェント・インシュアランス・グループ単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、当社の株式はすべて本株式移転直前のエージェント・インシュアランス・グループの株主の皆様の上に割り当てられることとなります。現在のエージェント・インシュアランス・グループの1株あたりの株価水準を勘案し、エージェント・インシュアランス・グループの株主の皆様の不利益を与えないことを第一義に、株主の皆様の保有するエージェント・インシュアランス・グループ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたします。

なお、上記の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3. 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

エージェント・インシュアランス・グループが発行している新株予約権については、当社は、エージェント・インシュアランス・グループ新株予約権の新株予約権者に対し、その有するエージェント・インシュアランス・グループ新株予約権に代えて、エージェント・インシュアランス・グループの新株予約権と同等の内容かつ同一の数の当社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。なお、エージェント・インシュアランス・グループは、新株予約権付社債を発行しておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

エージェント・インシュアランス・グループの株主が、その有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式につき、エージェント・インシュアランス・グループに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年3月27日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエージェント・インシュアランス・グループに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エージェント・インシュアランス・グループが、上記定時株主総会の決議の日（2025年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

エージェント・インシュアランス・グループの株主による議決権の行使の方法としては、2025年3月27日に開催されたエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。（なお、株主は、エージェント・インシュアランス・グループの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、エージェント・インシュアランス・グループに提出する必要があります。）また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2025年3月26日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるエージェント・インシュアランス・グループの株主名簿に記載または記録された株主に割当られます。株主は、自己のエージェント・インシュアランス・グループの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際してエージェント・インシュアランス・グループが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りです。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。また、エージェント・インシュアランス・グループは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される新株予約権は、基準時のエージェント・インシュアランス・グループの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対して割当てられます。新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、エージェント・インシュアランス・グループは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③エージェント・インシュアランス・グループの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、エージェント・インシュアランス・グループの本店において2025年3月5日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2025年2月14日開催のエージェント・インシュアランス・グループの取締役会において承認された株式移転計画であります。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

③は、エージェント・インシュアランス・グループの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、エージェント・インシュアランス・グループの営業時間内にエージェント・インシュアランス・グループの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程定時株主総会基準日

定時株主総会基準日	2024年12月31日
本株式移転計画承認取締役会	2025年2月14日
本株式移転計画承認定時株主総会	2025年3月27日
エージェント・インシュアランス・グループ株式上場廃止日	2025年6月27日（予定）
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	2025年7月1日（予定）
当社上場日	2025年7月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

エージェント・インシュアランス・グループの株主が、その有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式につき、エージェント・インシュアランス・グループに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年3月27日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエージェント・インシュアランス・グループに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エージェント・インシュアランス・グループが、上記定時株主総会の決議の日（2025年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

本株式移転に際して、エージェント・インシュアランス・グループが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるエージェント・インシュアランス・グループの最近連結会計年度の主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらエージェント・インシュアランス・グループの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

エージェント・インシュアランス・グループの連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
営業収益 (千円)	2,431,186	2,905,953	3,267,913	3,547,472	8,161,281
経常利益 (千円)	183,105	219,303	187,780	154,402	133,551
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	123,478	155,188	112,401	102,197	53,355
包括利益 (千円)	120,209	161,675	125,799	110,160	71,367
純資産額 (千円)	602,080	763,755	1,095,635	1,209,776	1,308,575
総資産額 (千円)	1,339,268	1,502,801	1,904,660	2,148,270	5,208,348
1株当たり純資産額 (円)	306.25	388.48	473.07	520.81	551.51
1株当たり当期純利益 (円)	64.28	78.94	56.87	44.00	22.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.0	50.8	57.5	56.3	24.6
自己資本利益率 (%)	29.4	22.7	12.1	8.9	4.2
株価収益率 (倍)	—	—	9.30	32.27	69.22
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	215,236	187,231	242,351	53,806	417,503
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△125,632	△83,247	△71,017	△143,386	△221,961
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	68,505	△14,095	192,121	77,431	858,547
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	470,957	566,983	946,075	944,230	2,015,669
従業員数 (人)	122	136	145	155	272
(外、平均臨時雇用者数)	(219)	(242)	(281)	(320)	(1,100)

- (注) 1. 第20期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第20期及び第21期の株価収益率については、エージェント・インシュアランス・グループ株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員、契約社員）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
4. エージェント・インシュアランス・グループは、2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

- 2025年2月14日 エージェント・インシュアランス・グループの取締役会において、エージェント・インシュアランス・グループの単独株式移転による持株会社「株式会社エージェント I Gホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 2025年3月27日 エージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、エージェント・インシュアランス・グループがその完全子会社となることについて決議
- 2025年7月1日 エージェント・インシュアランス・グループが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を名古屋証券取引所メイン市場に上場（予定）

なお、エージェント・インシュアランス・グループの沿革につきましては、エージェント・インシュアランス・グループの有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

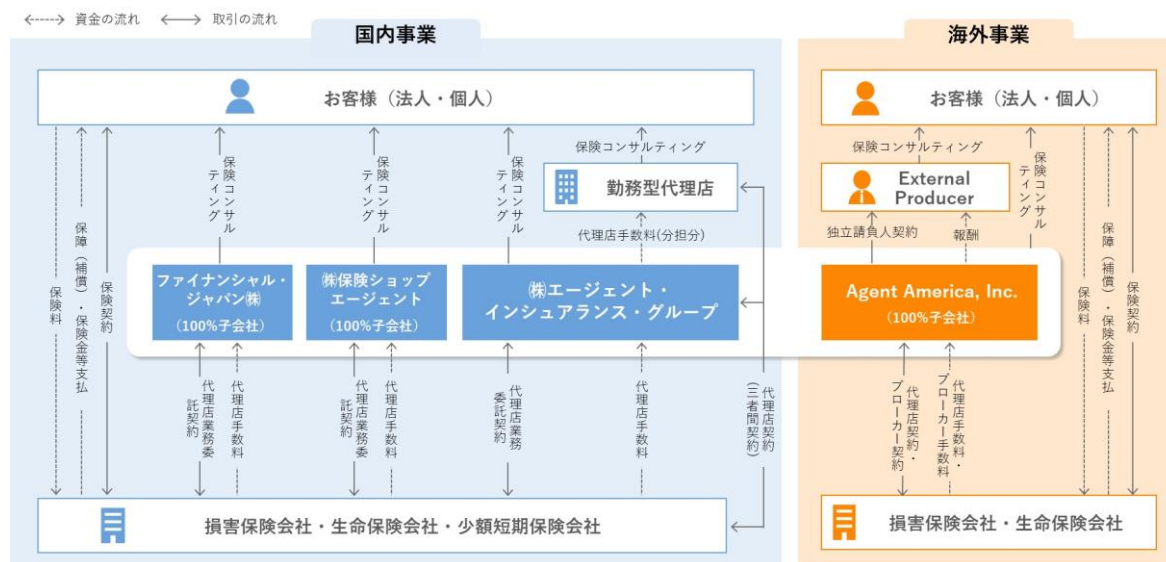
3【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。また、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの最近事業年度末日（2024年12月31日）時点の事業の内容は以下のとおりであります。

当社グループは、当社及び連結子会社3社（ファイナンシャル・ジャパン株式会社、株式会社保険ショップエージェント、Agent America, Inc.）の計4社より構成されており、個人及び法人のお客様に向けて損害保険・生命保険の販売を行う保険代理店事業を展開し、保険契約の取次からアフターフォロー（保全業務）にいたるまで一貫したサービスを提供しております。

販売地域を基礎とした「国内事業」及び「海外事業」の2つの事業に分類しております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、2025年7月1日時点における関係会社の状況（予定）につきましては、「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 (2) 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

セグメントの名称	従業員数（人）
国内事業	261（1,095）
海外事業	11（5）
合計	272（1,100）

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員、契約社員）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループにおいて、労働組合は結成されておきませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当事業年度					
会社名	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 2	男性労働者の育児 休業取得率 (%)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 2		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
(株)エージェント・インシ ュアランス・グループ	60.0	0.0	61.6	80.8	53.2
ファイナンシャル・ジャ パン(株)	19.4	7.1	85.8	87.2	100.0

(注) 1 連結会社のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象であるエージェント・インシュアランス・グループ及びファイナンシャル・ジャパン株式会社の状況を記載しております。

2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェンツ・インシュアランス・グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりエージェンツ・インシュアランス・グループの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるエージェンツ・インシュアランス・グループのサステナビリティに関する考え方及び取組が当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組となり得ることが想定されます。エージェンツ・インシュアランス・グループのサステナビリティに関する考え方及び取組を踏まえた当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてエージェンツ・インシュアランス・グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当社グループでは、現段階においてサステナビリティ関連とその他のコーポレート・ガバナンス体制の区分はしておきませんが、持続的な成長にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、強化及び充実に努めております。現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要については「第4 上場申請会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照下さい。

(2) 戦略

当社グループでは、現状においてサステナビリティに関する戦略を定めておきませんが、持続可能な社会の実現を目指し、経営基盤を安定的に維持するため、当社のビジネスモデルであるM&A及び事業承継のビジネスモデルの構築と推進、優秀な人財の確保や育成は最重要課題であると認識しております。そのため、当社グループでは以下の取り組みを行っております。

① M&A及び事業承継のビジネスモデル

当社グループでは、求められる高い水準の体制整備やAI・IT化等による急速な社会の変化への対応が困難な代理店や、後継者がいない等の理由で継続が困難な代理店を、M&A及び事業承継の推進により、当社に合流いただき、「保険代理店支援プラットフォーム」で支援しながら、持続的に成長し、保険業界全体の活性化に取り組めます。

② 継続的な人財の確保と育成

当社グループでは、人財の確保につきましては、保険代理店のM&A及び事業承継を通じて、当社グループに合流いただくことで、保険に携わる人財の確保と促進を行っております。また、ブランディング強化を行うとともに、リファラル採用にも積極的に取り組み、当社のミッション、ビジョンに共感できる優秀な人財、特に将来の部支店のリーダーとなりうる営業人財、営業サポート人財の採用に注力しております。

人財育成におきましては、当社に合流した保険募集人を「保険代理店支援プラットフォーム」で支援し、お客様により良いサービスの提供を行うよう育成に力を入れております。また、社内研修制度「Agent Business School」にて目指すべき人財レベルを定め、全部署におけるスタンダードレベルの向上を図っております。また、財産管理を軸としたAFPコンサルティングは、他社との差別化を図る上で必須のスキルであるため、「AFP（※）資格支援制度」を制定しており、AFP認定者をより一層輩出してまいります。

また、当社グループは、女性活躍促進を含む人財の多様性の確保を推進しており、性別だけではなく、年齢・国籍・信条・社会的身分等によらない採用活動を行っております。

③ 働きやすい環境の整備

多様な働き方を実現する制度として、男女問わず、育児・介護等就業の両立支援として、育児休業・介護休業制度、短時間正社員制度等があります。そして、特定の理由に限定せずに時差出勤、時間有給休暇取得、在宅勤務等、働き方の選択肢を増やすようにしております。当社グループは性別、年齢、地域、環境等によって働く選択肢が制限されることがなく、すべての社員が生き生きと働けるような体制の整備を行っております。

(3) リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するためのプロセスを個別に定めておりませんが、現状のリスク管理体制の詳細は、「第4 上場申請会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりです。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、現状において人財の育成及び社内環境整備に関する方針の指標及び当該指標を用いた目標を定めておりませんが、上記「(2) 戦略」において記載した、女性活躍促進を含む人財の多様性の確保に関する実績については、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体（エージェント・インシュアランス・グループ及びファイナンシャル・ジャパン株式会社）の実績として、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」に記載しております。なお、当社の取り組みが連結グループに属する全ての企業において行われてはいないことから、エージェント・インシュアランス・グループ及びファイナンシャル・ジャパン株式会社以外の連結グループに属する企業の実績については記載を省略しております。

当社グループが中長期的に成長を続けていくためには、様々な価値観を有する多様な人財が、個性や能力を十分に発揮し活躍できる環境づくりは欠かせないものと認識しており、その達成のために引き続き尽力してまいります。なお、具体的な指標及び目標については、今後の当社の重要な課題として継続的に検討を進めてまいります。

3 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりますが、本株式移転によりエージェント・インシュアランス・グループの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるエージェント・インシュアランス・グループの事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。エージェント・インシュアランス・グループの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてエージェント・インシュアランス・グループが判断したものであり、自然現象や社会情勢、事業の状況により重要度・発生頻度は変化いたします。

リスクにおける重要度は5つのレベル（致命的・危機的・要対応・要考慮・要認識）に分け、発生頻度については以下のとおり（高頻度、中頻度、低頻度、超低頻度）で定義しております。

(1) 事業活動におけるリスク

① 外的環境

a. 市場の変化 <重要度：要考慮 発生頻度：超低頻度>

これまで日本の出生率は総じて徐々に低下する傾向にあり、現在は世界で最低の水準にあります。その結果、死亡数が出生数を上回り、日本の総人口は自然減が続いております。国立社会保障・人口問題研究所によれば、15歳から64歳の人口は、2020年の約7,509万人から2070年には約4,535万人に減少し、この減少傾向は今後も継続すると予想されています（「国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和5年推計）」より）。このような環境下におきまして、当社グループは、国内事業においてはM&A及び事業承継の推進及び既存顧客向けのアップセル・クロスセルの活性化、サイバーリスク等をはじめとした新しいリスクに対応する新商品の販売促進に取り組んでおります。また、海外事業のさらなる拡大に向け事業に取り組んでおります。しかしながら、市場の環境変化に伴い、当社グループのマーケットが縮小する場合には、営業収益の減少等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 保険会社との関係<重要度：要対応 発生頻度：低頻度>

(a) 保険代理店委託契約を締結している保険会社について<重要度：要対応 発生頻度：低頻度>

保険代理店事業では、当社の国内子会社と保険代理店委託契約を締結する保険会社の保険商品に係る契約の取次及びアフターフォロー（保全業務）を国内子会社が提供する対価として保険会社より代理店手数料を収受しております。2024年12月31日現在において、エージェント・インシュアランス・グループは合計38社（損害保険会社10社・生命保険会社27社・少額短期保険会社1社）、ファイナンシャル・ジャパン株式会社は合計47社（生命保険会社31社・損害保険会社15社・少額短期保険会社1社）、株式会社保険ショップエージェントは合計13社（損害保険会社4社・生命保険会社9社）の保険会社と保険代理店委託契約を締結しております。当社グループにおいては、保険会社との定期的な情報交換や勉強会の共催等を通じて良好な関係の構築に努めると共に、特定の保険会社の商品のみではなく万遍なく保険商品を取り扱うこと、併せてM&A及び事業承継の紹介元となる保険会社の分散に注力することで、各保険会社との関係構築に努めております。

しかしながら、国内子会社と代理店委託契約を締結する保険会社の財政状態が悪化し、当該保険会社の事業縮小や破綻等が生じた場合、当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が失効・解約されること等により、営業収益の減少等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また一方

で、何らかの事由によって保険会社との代理店委託契約が解消されるような事態が生じた場合、保有保険契約の減少により、営業収益の減少等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 特定の保険会社への依存について<重要度：要考慮 発生頻度：低頻度>

東京海上日動火災保険株式会社及び東京海上日動あんしん生命保険株式会社の代理店としてスタートした当社グループは、両社より、両社の保険商品を取り扱う代理店のM&A及び事業承継案件を多数受けていることもあり、両社の保険商品を取り扱う比率が高く、第24期連結会計年度において、東京海上日動火災保険株式会社から収受する代理店手数料は、当社グループの営業収益の25.1%を占めており、東京海上日動あんしん生命保険株式会社から収受する代理店手数料は、当社グループの営業収益の6.5%を占めております。このため、両社及びその保険商品に対する風評等により、当社グループの新規保険契約件数、保有保険契約の継続率等が影響を受ける可能性があります。同様に、両社の営業政策の変更等によって両社の保険商品販売が想定どおりに進捗しない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、エージェント・インシュアランス・グループがM&A及び事業承継をした年換算保険料（ANP）実績においても、東京海上日動火災保険株式会社からの紹介実績が、第20期67.7%、第21期85.3%、第22期72.3%、第23期85.1%、第24期76.6%を占めています。当社グループでは、M&A及び事業承継の紹介元保険会社の分散に注力しておりますが、東京海上日動火災保険株式会社の代理店再編に対する考え方、取り組みが変更された場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 保険会社の規定・制度・方針について<重要度：要対応 発生頻度：低頻度>

当社グループの保険代理店事業における代理店手数料は、保険会社の規定・制度・方針等に基づき決定されているため、それらの変更により手数料率及び手数料が変動します。保険会社各社ごとに定められた基準・評価に応じた代理店ランクや手数料率によって各保険商品の手数料率が決定されるため、基準の未達成等により代理店ランク、手数料率が下がった場合、代理店手数料（営業収益）が減少する可能性があります。当社グループでは、保険会社各社との綿密なコミュニケーションを図りつつ、保険会社が求める基準を充足するなど適宜対応しておりますが、このような保険会社の規定・制度・方針の変更等により、代理店手数料が減少した場合、営業収益の減少等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(d) その他の関係会社等との関係<重要度：要考慮 発生頻度：超低頻度>

住友生命保険相互会社は、当社のその他の関係会社に該当し、本書提出日現在、当社発行済株式総数の34.07%を所有しております。住友生命保険相互会社の企業グループの中で、保険募集業を取り扱う主な企業には、当社グループのほか、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、マイコミュニケーション株式会社及び株式会社スミセイ・サポート&コンサルティングの4社が存在しますが、これら各社は当社グループと異なる営業チャネルにおいて保険募集を行っているものと認識しており、これら各社との競争関係が当社グループの業績に影響を与える程度は低いものと考えております。なお、同社との契約上重要事項の報告は求められておりますが、同社の承認を必要とする事項は存在しておらず、経営方針の決定や業務執行にあたっては影響を強く受ける体制になっておりません。また、同社及び同社グループのメディケア生命保険株式会社の取引において、保険代理店委託契約、代理店手数料・業務品質手数料に関する規定に基づいた代理店手数料の支払いを受けておりますが、通常取引条件と異なる条件での取引は行われておりません。なお、住友生命保険相互会社との定期的なコミュニケーションを今後も継続していくことで、同社との良好な関係構築に努めてまいります。

しかしながら、同社の方針に変更が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 法的規制<重要度：要考慮 発生頻度：中頻度>

当社の国内子会社は、損害保険募集人及び生命保険募集人として「保険業法」に基づく登録を行っております。生命保険募集人としての登録の有効期限は特に定められておりませんが、損害保険募集人としては、損害保険募集人資格認定日から5年6ヶ月後の応答日の属する末日が有効期限と定められております。保険業法では、保険業法第300条に定める虚偽説明及び不告知教唆並びに告知妨害等の保険募集に関する禁止行為に違反した場合等、内閣総理大臣は代理店登録の取消し、業務の全部又は一部の停止、業務改善命令の発令等の行政処分を行うことができると定めています。仮に当社グループが当該行政処分を受けた場合には保険代理店事業における営業が困難となり、営業収益の減少等、当社グループの事業及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において行政処分の対象となる事象は認識しておりません。

上記のように、当社グループは保険業法及びその関連法令並びにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには、一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人日本損害保険協会による自主規制の対象となる保険会社の指導等を受けて事業を運営しております。また、保険募集に際しては、保険業法その他、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

等の関係法令を遵守する必要があります。近年、保険業法等の関係法令及び監督指針の改正等によって、意向把握義務や情報提供義務が必須となる等、求められる保険募集管理体制の水準が高まっております。当社グループでは、社員教育の徹底や内部監査体制の強化等コンプライアンス体制の充実に図り適切な保険募集を行うとともに、法律の改正等に対応したシステム開発を進める等しておりますが、今後、これらの法令や規制、制度等が変更された場合、関係当局による法令解釈が変更された場合には、管理コストの増大やコンプライアンス違反リスクの高まり等、当社グループの事業及び経営成績等に影響が出る可能性があります。

d. 訴訟リスク＜重要度：要認識 発生頻度：超低頻度＞

当社グループは保険業法を始めとした各種法規制を遵守して事業活動を展開しておりますが、クレーム等の事案が発生した場合には、保険会社や顧問弁護士と相談しながら対応を進めております。募集実態については、内部監査部による監査や部支店ごとの月例点検等を通じて把握しています。その結果、募集上の問題があり、改善が必要な事案や十分な理解の浸透が必要と判断された事項については、毎月発刊している「コンプライアンス通信」や研修、E-Learning等を通じて、情報共有、注意喚起を行っております。お客様から寄せられる当社グループへのご不満やご意見、ご要望等につきましても、毎月「お客様の声通信」を発刊し、社内周知、再発防止の徹底を図っております。

しかしながら、M&A及び事業承継によって保険募集人が大幅に増加する中で、当社グループへ合流前の募集行為を含めて、クレームや法令違反等が発生、判明することで訴訟を受ける可能性があります。お客様から寄せられたクレームや損害賠償等の訴訟を受けた場合、それに起因して、各保険会社や提携先等から何らかの処分（代理店手数料カット、提携解消等）が下された場合、営業収益の減少等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

e. 競合＜重要度：要考慮 発生頻度：超低頻度＞

当社グループでは、知識の豊富な従業員による、ライフプランニング、ファイナンシャルプランニング、相続対策相談等の提供を通して、お客様に対して潜在的なリスクも含めた包括的なリスク対策の1つとして、損害保険、生命保険をご案内しています。そのため、当社グループと共通の保険商品を取り扱う保険代理店や金融機関の窓口は直接的に競合するものと認識しております。

以前は対面販売を主流としていた保険業界ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、Webを活用したオンライン上での募集が可能となっております。そのような中で、当社グループはWebツールを導入してオンライン商談等の新しい募集形態を積極的に取り入れております。

他社との競合が続き、DXの取り組みが大きく進展するなど募集環境が大きく変化する中、当社グループは保険会社と協力して進めるM&A及び事業承継戦略、米国で展開する海外戦略、新システム開発とDX戦略の推進により差別化を図っております。しかしながら、将来にわたり、現在の競争力を当社グループが維持強化できず、競合他社と比してライフプランニング・ファイナンシャルプランニング等の競争力の低下に伴う販売力が減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

f. M&A及び事業承継（他の保険代理店の合流）に関するリスク＜重要度：要対応 発生頻度：中頻度＞

当社グループは事業戦略の1つとして、他の保険代理店のM&A及び事業承継を行っております。M&A及び事業承継の費用対効果は十分検証した上で実施しておりますが、承継する保険契約の存続は、当社グループのみならず保険契約者の意向に基づくものであるため、事前の収支見通しに反して承継した保険契約から期待どおりの収益が得られない可能性を完全に排除することは困難であります。そのため、事前に想定できなかった事態が発生することで、合流いただいた保険代理店への報酬割合を引き上げる等の追加的な費用の発生や、取得した顧客関連資産の減損等の事態が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また大型の法人代理店の買収については、事前に各保険会社とのすり合わせや当該大型法人代理店に関するデューデリジェンス、関係者との綿密なコミュニケーションを通じて慎重に進めておりますが、交渉が想定以上に長期化した場合や交渉の結果破談となった場合は、個別に要したデューデリジェンス費用や買収を想定して新規出店準備に費やしたコストなどが回収できないことから、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、拠点がなく地域で一定規模のM&A及び事業承継が進んだ場合、新たに拠点を開設することがあります。この際、事前に保険会社との綿密な打ち合わせのもと、適切なマーケット評価・想定される新規顧客数等を慎重に見積もるなどの対策は取っておりますが、万が一新規店の業績が当初の計画どおりに進捗せず、投資資金の回収に長期間を要する場合や、賃貸人等の事情による契約の終了により業績が好調な支店又は店舗であっても閉鎖を余儀なくされ、減損損失や事業所閉鎖損失が発生する場合、当社グループの事業、業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

g. 買収について＜重要度：要考慮 発生頻度：中頻度＞

当社グループは、経営戦略の一環として、一定程度の規模のM&Aを実施する可能性があります。M&Aに際しては、対象企業について、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。しかしながら、これらの調査段階で想定されなかった事象が、M&A実行後に発生する場合や、事業展開が計画どおりに進まない、もしくは内部統制など管理面の統制が行き渡らない等の可能性があります。その場合は、当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があり、のれんの減損損失等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

h. 自然災害・感染症＜重要度：危機的 発生頻度：超低頻度＞

当社は、東京都新宿区に本社を置き、北海道東北エリア、首都圏エリア、中部エリア、関西エリア、九州四国エリアに拠点を設け、営業地域の分散を図っております。しかしながら、大規模な地震等の自然災害により営業拠点が直接被害を被った場合、あるいは広範囲で社会インフラに障害が発生した場合、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。これらの対策として、当社グループはBCPの策定並びに定期的なBCP訓練を実施しております。また、ネットワークの二重化（各部支店へのモバイルルータの配備）及び部支店長へのスマートフォン貸与（テザリングによるモバイルネットワーク通信の確保）を行っております。万が一の大規模な地震等の自然災害が発生した場合には、被害を受けた営業拠点の復旧に一時的に多額の費用が必要になり、かつ一定の期間も要することが想定され、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

i. 知的財産権に関するリスク＜重要度：要考慮 発生頻度：超低頻度＞

当社グループが保有する知的財産権は「商標権」のみであり、その内容は、当社グループの社名及び当社グループが展開するブランドロゴ、当社グループが開発する保険診断アプリ「ほけチョイス」のサービス名称であります。取得済み及び出願中の特許権や実用新案権など他の知的財産権は有しておりません。当社では、顧問弁護士や弁理士と連携を図り、当社が保有する知的財産権の保全に取り組むとともに、他社の知的財産権を侵害することのないよう努めております。

しかしながら、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかるなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業領域における知的財産権の現状を全て把握することは難しく、意図せず他社に帰属する知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、損害賠償等の法的責任を追及される、当社グループの信用やブランドが毀損されるなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

j. 有利子負債・金利動向＜重要度：要対応 発生頻度：低頻度＞

当社グループの2024年12月期末の有利子負債残高は1,206,264千円となっており、総資産に対する割合は23.2%となっております。

当社グループでは、事業拡大に向けてM&A及び事業承継による新規拠点開設を戦略的に推進していく方針であるため、今後も有利子負債を増加させる可能性があります。

したがって、今後の金利動向に著しい変化が生じた場合には支払利息の増加等により当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としましては、事業拡大に向けたM&A及び事業承継については、必要に応じて自己資金を積極的に活用するなどしてリスクを低減させておりますが、当社グループの業績や財政状態に悪化等が生じた場合、当社グループにとって好ましい条件での金融機関からの資金調達を維持できる保証はなく、当社グループの事業が計画どおりに進捗せず、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②内的環境

a. 個人情報漏洩＜重要度：要対応 発生頻度：低頻度＞

当社グループは、保険契約者等から各種個人情報等を取得し、営業活動等に利用しているため、「個人情報保護法」が定める個人情報取扱事業者としての規制を受けております。

よって、当社グループは、個人情報を含む重要な情報の外部漏洩、改竄等の防止のため、重要情報の厳正な管理を事業運営上の重要課題と位置付け、個人情報保護規程、安全管理規程など、個人情報の保護に関する規程等をはじめ情報管理に関する規程を整備、運用しております。加えて、職務権限に基づく個人情報・機密情報を格納する社内ファイルサーバーへのアクセス権限の付与など、重要な情報資産の管理について組織的かつ技術的な安全管理措置を講じております。

しかしながら、このような安全管理措置をもってしても個人情報等を含むすべての重要な情報資産にかかる社外漏洩を防止できないことも想定されます。当該情報漏洩に起因して、第三者に何らかの損害が発生した場合、当社グループの情報管理体制にかかる風評が発生する場合には、当社グループが損害賠償請求の対象となるこ

と、対応に多額の費用がかかるなどの可能性があります。結果として、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. システム障害＜重要度：要対応 発生頻度：超低頻度＞

当社グループは、お客様及び保有契約の管理や営業活動において、各種情報システムを活用しており、当社グループの事業活動は自社及び保険会社等の取引先の情報システムに大きく依存しております。

当社グループでは、情報システムの円滑な活用を進めるため、個人情報保護規程、安全管理規程、情報システム運用マニュアルを制定しております。システムサーバーが不測の事態によって停止し、又はそれらのサーバー上に蓄積されたデータが失われることにより、当社グループの業務遂行に支障をきたさぬよう、一定のセキュリティレベルを実現し、データの日次バックアップ、バックアップデータの分散格納など、考えられる範囲において起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じております。

しかしながら、自然災害や事故、トラフィックの急増やソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセス、サイバー攻撃やコンピュータウイルスの感染等の外的要因、コンピュータシステム上に生じた不具合、人為的なミス等の内部要因によって、通信ネットワークの寸断、コンピュータシステムの動作停止等の不測の事態が、当社グループ又は取引先において発生した場合、正常な営業活動が阻害されることにより、営業収益の減少等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 経営成績の季節的な変動＜重要度：要考慮 発生頻度：低頻度＞

各保険会社から支払われる手数料はお客様からの保険料の入金に応じて支払われることから、M&A及び事業承継により、合流する保険募集人が取り扱う保険契約の移管が進むと、期末にかけて保有契約が増え、その保有契約に対する手数料実績が累積してまいります。そのため、当社グループの営業収益（手数料）は、新規のM&A及び事業承継の実績が累積される下期、特に第4四半期に偏重する傾向があります。

そのような偏重があるため、当社グループとしましては、新規M&A及び事業承継については予め保守的に計画するとともに、定期的な進捗確認を通じた業績管理を実施しておりますが、新規のM&A及び事業承継が計画どおりに進捗するか否かによって、経営成績が大きく変動する可能性があり、計画に対して実績に遅れ等が生じた場合には、営業収益の減少等、通期の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制におけるリスク

①代表者への依存＜重要度：致命的 発生頻度：超低頻度＞

当社の創業者であり代表取締役社長である一戸敏は、当社グループの経営方針や戦略の決定をはじめ、取引先との交流等に重要な役割を果たしております。当社グループは、業容の拡大に伴い外部から高い能力の人財を確保し、同氏から権限の委譲を行う等、人的資源を強化するとともに、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかしながら、このような経営体制が構築される前に、何らかの要因により同氏が業務を執行できない事態が生じた場合には、当社グループの成長戦略が実行できず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②人財確保・育成に係るリスク＜重要度：要考慮 発生頻度：低頻度＞

当社グループは、今後の事業拡大に向けて、優秀な人財の確保・育成が不可欠であると認識しております。そのため、当社グループでは公平な人事評価制度や賃金制度、人財育成のための研修制度等を導入しており、今後も福利厚生制度や教育研修制度等の充実に努めて人財の確保・育成を図っております。しかしながら、いずれの施策も継続的な人財の確保を保证するものではなく、当社グループの従業員の流出等により、十分な人財が確保できなくなった場合や、当社グループの採用活動や人財育成が計画どおり進展しなかった場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

①繰延税金資産の回収可能性に係るリスク＜重要度：要対応 発生頻度：超低頻度＞

2024年12月期末の繰延税金資産は242,511千円となっており、総資産5,208,348千円の4.7%に相当します。

当社グループは、将来の課税所得にかかる予測及び仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性の判断を行っておりますが、将来における課税所得の予測及び仮定が変更され、繰延税金資産の一部又は全部が回収できないと判断された場合には、繰延税金資産が減額される可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②無形固定資産の減損＜重要度：要対応 発生頻度：低頻度＞

2024年12月期末の無形固定資産は1,252,304千円となっており、総資産5,208,348千円の24.0%に相当します。

当社グループが保有する無形固定資産に減損の兆候が発生した場合は、将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失を計上する可能性があります。特に、M&A及び事業承継によって取得したのれん及び顧客関連資産については、その収益推移及び契約群の継続率が、当初想定したものよりも著しく低下し、想定した将来キャッシュ・フローが見込めない場合、減損損失を計上する可能性があります、その場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③配当政策＜重要度：要対応 発生頻度：超低頻度＞

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、当面は事業基盤の整備、拡充を優先することが株主価値の最大化につながるものと考えており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、将来においては配当を実施していく所存です。

④風評リスク＜重要度：要対応 発生頻度：低頻度＞

風評リスクとは、当社グループに対する否定的な評判や風評がその事実の有無に関係なく広まり、当社グループの事業環境、経営状態その他に影響を及ぼし、当社グループが損失を被るリスクと認識しております。当社グループないし業界に関して、報道機関が否定的な報道をした場合や、インターネット等を通じて悪評等が広く社会に流布した場合、その情報内容の真偽にかかわらず当社グループの社会的信用が損なわれ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

5【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループにおいても、該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2025年7月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,864,000
計	7,864,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,322,848	名古屋証券取引所 メイン市場	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、1単元 の株式数は、100株であります。
計	2,322,848	—	—

- (注) 1 上記発行数は、エージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数2,323,000株（2024年12月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。エージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、エージェント・インシュアランス・グループの2025年2月14日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議）及び2025年3月27日に開催されたエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。
- 3 エージェント・インシュアランス・グループは、当社の普通株式について、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

エージェント・インシュアランス・グループが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在（2025年7月1日）
決議年月日	2024年3月27日（注）1
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社執行役員・従業員、当社子会社取締役 37名
新株予約権の数（個）	1,249（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「7. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「6. 譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙3「株式会社エージェント I G ホールディングス第 1 回新株予約権の内容」の「10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

（注）1 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権の決議年月日です。

2 本報告書提出日（2025年3月4日）現在の株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権の個数です。エージェント・インシュアランス・グループが発行している新株予約権について当社は、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2025年7月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年7月1日	2,322,848 (予定)	2,322,848 (予定)	50,000	50,000	12,500	12,500

(注) 上記発行数は、エージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数2,323,000株(2024年12月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。エージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日現在の所有者別の状況は以下のとおりであります。

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	4	5	9	1	2	503	524	－
所有株式数 （単元）	－	10, 229	72	5, 535	17	4	7, 371	23, 220	1, 000
所有株式数の割合 （％）	－	44. 01	0. 31	23. 83	0. 07	0. 02	31. 73	100	－

(注) 自己株式152株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日現在の株主の状況に基づき、当社の2025年7月1日時点で予想される大株主の状況は以下のとおりであります。

2025年7月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	791,500	34.07
株式会社ザ・ファーストドア	東京都港区芝4丁目5-8	455,600	19.61
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	196,000	8.44
宮脇 邦人	東京都渋谷区	87,000	3.75
川野 潤子	千葉県浦安市	66,650	2.87
株式会社MFTrustLead	東京都渋谷区桜丘町18番4号	58,000	2.50
伊藤 真吾	東京都江戸川区	50,000	2.15
一戸 敏	東京都渋谷区	44,400	1.91
高橋 真喜子	東京都中野区	35,500	1.53
東京海上日動あんしん生命保険株式 会社 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区大手町2丁目6番4号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	35,000	1.51
計	—	1,819,650	78.34

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,321,900	23,219	—
単元未満株式	普通株式 1,000	—	—
発行済株式総数	2,323,000	—	—
総株主の議決権	—	23,219	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式52株を含んでおります。

②【自己株式等】

当社は本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2025年7月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区市谷本村町3番29号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

(注) 上記の他、単元未満株式が52株あります。なお、当社株式は上記「① 発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定であります。株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を実施することを基本方針とする予定であります。

当社は今後もグループ全体の業績を向上させることにより、配当実施を含めた検討を行い、株主還元・利益配分を将来にわたり着実に増加させる努力を継続し、株主価値向上を目指します。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人財の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針とする予定です。

なお、当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針として考えておりますが、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年7月1日より名古屋証券取引所メイン市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的かつ中長期的な企業価値の増大を実現するため、透明性・公平性を保ちつつ、迅速な意思決定を行うとともに、お客様、取引先、従業員、地域社会、株主等すべてのステークホルダーとの対話により信頼に応え社会的責任を果たしていくことを基本方針としてまいります。継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監督機能強化による実効的なコーポレート・ガバナンス体制を実現するため、監査等委員会設置会社とし、会社法で定められた機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置する予定です。

（取締役、取締役会）

取締役会は、業務執行の最高意思決定機関であり、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の決定及び取締役の業務執行の監督を行ってまいります。経営方針等に関する意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的として、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、経営に関する重要事項の審議・決定を行ってまいります。取締役会では、法令で定められた事項、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、書面又は電磁的記録により経営の意思決定を行うことができる旨も定款に定める予定です。なお、取締役会は、取締役会長の唐津敏徳を議長とし、代表取締役社長の一戸敏、取締役の高橋真喜子、監査等委員でない社外取締役の栗原喜子、監査等委員でない社外取締役の渡邊徳人、常勤監査等委員である社外取締役の長島芳明、監査等委員である社外取締役の橋内進、監査等委員である社外取締役の二木洋美の8名で構成する予定です。取締役会長は、代表取締役社長のパフォーマンスを社内から監督する役割も果たしてまいります。

（監査等委員、監査等委員会）

監査等委員会は、常勤監査等委員である社外取締役の長島芳明、監査等委員である社外取締役の橋内進、監査等委員である社外取締役の二木洋美の3名で構成する予定であり、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査等委員がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定してまいります。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催してまいります。各監査等委員は、取締役会に出席し意見を述べるとともに、常勤監査等委員は、イノベーション会議、その他重要な会議に出席し意見を述べてまいります。また、常勤監査等委員は、全部署の監査等委員監査を実施して、その結果について監査等委員会にて共有するとともに、代表取締役社長との意見交換や取締役等からの業務執行状況の聴取等により、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査してまいります。

（指名・報酬委員会）

指名・報酬委員会は、委員長である社外取締役の渡邊徳人、取締役会長の唐津敏徳、常勤監査等委員の長島芳明、社外取締役の栗原喜子の4名で構成されており、取締役及び執行役員の選解任や報酬に関して、適切な助言等により、取締役会の独立性・客観性と説明責任の強化を図ってまいります。

（会計監査人）

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結する予定です。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループとの間には特別な利害関係はありません。

（内部監査）

当社の内部監査は、内部監査部を設置して2名が担当する予定です。内部監査担当者は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表

取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認してまいります。

(内部統制委員会)

内部統制委員会は、金融商品取引法にかかる「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、各業務部署から評価のためのプロセスオーナーを選出し、評価チームを編成し、評価を実施してまいります。プロセスオーナーは、自部署業務のチェックを行い、内部統制委員会の評価員が評価を実施するものとする予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

会社法上の内部統制システムに関する基本方針を定める予定です。また、基本方針には以下のとおり定める予定であり、当社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備してまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、原則として月1回開催される取締役会において、当社グループにおける重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、取締役及び独立性を有する社外役員である委員3名以上で構成される指名・報酬委員会における助言・提言を得ることで、経営の客観性・透明性を確保する。
- (2) 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- (3) 使用人を含む役職員が、職務を遂行するに当たり「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を遵守し、また「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に違反する行為を未然に防ぎ、是正するため、「内部通報規程」に基づく通報窓口を設ける。当該通報窓口につき、通報者の匿名性を確保するとともに、通報を行ったことを理由とした通報者への不利益な扱いを禁ずる。
- (4) 定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種規程の遵守並びに浸透を図る。遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- (5) 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業活動に際し当社全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- (2) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、各取締役の職務分掌権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- (3) 職務執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規則に基づく組織機構の変更を行うことができる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社に対し、重要事項について当社へ報告し承認を求めさせるとともに、当社と定期的に経営管理情報、危機管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を整備させる。
- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社で策定した「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の適用範囲に基づき、子会社におけるリスク管理体制を構築し、その有効性について定期的にレビューを行う。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に対し、連結ベースにて経営計画を策定させ、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に対し、原則として取締役及び監査等委員を派遣し、当該取締役及び監査等委員が子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。また、子会社の業務活動全般も当社の内部監査部による内部監査の対象とする。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。

また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と取締役会が協議の上、補助する使用人を置く。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織とする。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び人事考課については事前に監査等委員会の意見を聴取し、同意を得るなどの方法により、業務執行者からの独立性を確保するものとする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従い、職務を遂行し、適切な監査が行われるよう努める。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

また、当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

当社は、本項目に定める報告等が行われたことを理由として、当該報告等を行った者をいかなる意味においても不利益に取り扱わないものとする。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、必要に応じて、イノベーション会議等の重要な会議に出席することにより、当社の財務状態、事業の状況、法令遵守状況等を自ら確認することができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適正な財務報告を確保するため、信頼性のある計算書類の作成に必要となる組織の構築及び人材の確保・配置を行う。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減させるため、権限及び職務分掌の明確化並びに関連規程及び関連マニュアル等の整備に取り組む。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- (1) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- (2) 反社会的勢力に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、適切なリスク管理を行うため「リスクマネジメント・コンプライアンス管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図ってまいります。リスク・コンプライアンス委員会を、2ヶ月に1度開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討してまいります。

また、必要に応じて弁護士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスク管理の徹底、コンプライアンスの推進に努めてまいります。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法などを社内規程などにより定める予定であるほか、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する規程などを定め、子会社には、これに準拠した体制を構築させてまいります。

また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社への定期的な報告を受ける予定であり、子会社に重要な事象が発生した場合には、子会社取締役を兼務する当社役員及び使用人が、当社取締役会に報告する予定です。

さらに、財務報告を統括する部門は、子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進してまいります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担する予定です。

④ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は11名以内とする旨、定款に定める予定です。

⑤ 取締役及び監査等委員の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査等委員である取締役の選任決議は、それぞれ議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。

⑥ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。

⑧ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

⑨ その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

就任予定の当社役員の状況は、以下のとおりであります。

男性5名 女性3名 (役員のうち女性の比率37.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注) 5
取締役会長	唐津 敏徳	1963年11月13日生	1986年4月 東京海上火災保険株式会社 (現・東京海上日動火災保険株式会社) 入社 航空保険部営業第一課 1991年7月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース派遣 1992年6月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース課程修了 1992年7月 同社 航空保険部営業第一課 2001年7月 同社 大阪営業第一部 担当課長 2003年7月 同社 札幌支店 営業第一課長 2007年7月 同社 札幌支店 次長兼営業第一課長 2008年7月 同社 神戸支店 次長兼営業第二課長 2012年7月 同社 内部監査部 参与 2013年7月 同社 内部監査部 主任監査役 2014年4月 同社 大分支店長 2018年4月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 転籍 九州支店長 2022年3月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 退職 2022年4月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 取締役会長就任 (現任) 2023年3月 株式会社保険ショップエージェント 取締役就任 (現任)	(注) 3	7,000
代表取締役社長	一戸 敏	1968年2月10日生	1988年10月 公認会計士渡辺二郎会計事務所入所 1990年7月 税理士大矢靖税務事務所入所 1993年9月 有限会社アドバンスサービスイテノへ入社 1997年2月 有限会社サンインシュアランスデザイン設立 代表取締役社長就任 2001年6月 株式会社サンインシュアランスデザイン (現・株式会社エージェント・インシュアランス・グループ) 設立 代表取締役社長就任 (現任) 2015年2月 マハロキャピタル株式会社 (現・株式会社ザ・ファーストドア) 設立 代表取締役就任 (現任) 2015年11月 Shinseiki Insurance Group, Inc. (現・Agent America, Inc.) Director就任 (現任) 2019年9月 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役社長就任 2020年12月 株式会社保険ショップエージェント 取締役就任 2021年4月 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長就任 (現任) 2024年4月 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 取締役会長就任 (現任)	(注) 3	507,000 (注) 6
取締役	高橋 真喜子	1974年9月14日生	1997年4月 東京海上火災保険株式会社 (現・東京海上日動火災保険株式会社) 入社 2004年5月 株式会社サンインシュアランスデザイン (現・株式会社エージェント・インシュアランス・グループ) 入社 2009年2月 同社取締役 2013年7月 同社専務取締役 2018年1月 同社取締役副社長 2022年3月 同社専務上級執行役員 兼経営企画本部 エグゼクティブゼネラルマネージャー (現任) 2024年7月 University of Wales Trinity Saint David MBA Program (経営学修士課程) 修了	(注) 3	35,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注) 5
取締役 (社外)	栗原 喜子	1978年5月25日生	2010年12月 金井法律事務所入所 2013年3月 金井法律事務所退所 2013年4月 篠崎総合法律事務所入所 (現任) 2021年8月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役就任 (現任) 2022年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員 (現任) 2022年10月 第一東京弁護士会 広報・調査室 室長 2023年4月 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会 委員 (現任)	(注) 3	—
取締役 (社外)	渡邊 徳人	1968年3月2日生	1997年6月 株式会社サニーサイドアップ (現・株式会社サニーサイドアップグループ) 監査役 2002年7月 税理士法人渡邊国際会計事務所 (現・W I A税理士法人) 設立 2005年7月 株式会社サニーサイドアップ (現・株式会社サニーサイドアップグループ) 取締役 2006年2月 株式会社ワイズインテグレーション 取締役 (現任) 2006年9月 株式会社サニーサイドアップ (現・株式会社サニーサイドアップグループ) 代表取締役副社長 (現任) 2011年7月 株式会社クナムエンターテインメント 代表取締役 (現任) 2013年12月 SUNNY SIDE UP KOREA, INC 代表取締役 (現任) 2017年7月 株式会社フライパン 代表取締役会長 (現任) 2020年3月 株式会社ステディスタディ 代表取締役 (現任) 2021年11月 株式会社エアサイド 取締役就任 (現任) 2022年3月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役就任 (現任) 2022年4月 株式会社キャラット 社外取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 (常勤監査等委員)	長島 芳明	1966年4月19日生	1991年4月 株式会社日本経済新聞社入社 2008年4月 同社東京本社編集局産業部次長 2010年4月 同社東京本社編集局ヴェリタス編集部次長 2013年4月 同社東京本社特別企画室 2015年4月 同社東京本社編集局産業部日経産業新聞副編集長 2018年4月 同社東京本社編集局商品部長 2020年4月 同社東京本社人材教育事業局次長 2023年3月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役 常勤監査等委員就任 (現任) 2023年3月 株式会社保険ショップエージェント 監査役就任 (現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	橘内 進	1974年6月26日生	1997年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所 入所 2002年10月 橘内公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2004年9月 Asia AlliancePartner Co., Ltd. 設立 代表取締役 (現任) 2018年6月 加賀電子株式会社 監査役就任 (現任) 2022年3月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役 監査等委員就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注) 5
取締役 (監査等委員)	二木 洋美	1983年5月12日生	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 三宅坂総合法律事務所 入所 2012年4月 新星総合法律事務所 入所 2014年11月 原子力損害賠償紛争解決センター 勤務 2016年4月 ことのは総合法律事務所開設 2022年3月 NPO法人きずなメール 理事 (現任) 2022年8月 NR虎ノ門法律事務所開設 (現任) 2023年9月 NPO法人F i n e 監事 (現任) 2024年3月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役 監査等委員就任 (現任)	(注) 4	—
計					549,500

- (注) 1. 渡邊徳人及び栗原喜子は、社外取締役であります。
2. 長島芳明、橋内進、及び二木洋美は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数については、提出日現在の株式数であります。
6. 代表取締役社長一戸敏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ザ・ファーストドアの株式数も合算して記載しております。

② 社外取締役及び監査等委員である社外取締役

当社の社外取締役は2名、監査等委員である社外取締役は3名の予定であります。

社外取締役については、経営に対して公正・中立な立場から提言を行い、取締役会のガバナンス機能を強化することを目的として選任することとしております。

社外取締役の渡邊徳人は、税理士としての専門的な知識を有し、また企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすことで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

社外取締役の栗原喜子は、弁護士として専門的な知識及び実務経験等を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

監査等委員については、その高い独立性を有する立場から経営の監視機能を発揮することが可能であると考えており、監査等委員の過半数を監査等委員である社外取締役とすることで、監査等委員会による監視体制が有効に機能するものと考えております。

常勤監査等委員である社外取締役の長島芳明は、日本経済新聞社において、長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行い、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識と経験を有することから、これらの専門性、経験、見識を活かして適宜助言等を行うとともに、監査体制の強化に努めていただきます。

監査等委員である社外取締役の橋内進は、公認会計士として専門的な知識及び実務経験等を有しており、上場会社の社外監査役として上場会社の経営陣を牽制、監督してきた経験があり、当社のより一層のガバナンス強化を図るうえで相応しいものと考えております。

監査等委員である社外取締役の二木洋美は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化を図るうえで相応しいものと考えております。

③ 社外取締役又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査人監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて会計監査人監査の状況及びその結果について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めること等により、経営監督機能としての役割を担っていただくこととしております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会及び監査等委員会を通じて監査等委員監査及び会計監査人監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより監査の実効性を高めていくものと考えております。

また、社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会を通じ内部統制部門からの報告を受けて連携してまいります。

内部監査部と監査等委員は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図ってまいります。

内部監査部、監査等委員及び会計監査人は、四半期に1回程度面談を実施することにより、監査実施内容や評

価結果等固有の問題点の情報共有、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図ってまいります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員の監査状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの監査等委員監査の状況は、以下のとおりであります。

監査等委員による監査は、監査等委員である取締役3名で構成する監査等委員会が担っています。年初に監査等委員会において、監査方針・監査計画を審議の上策定し、監査計画に基づき、常勤監査等委員が管理部門・営業部門を含めた全部門への部支店支社往査を実施しています。部支店支社往査に際しては、監査方針・監査計画で策定した監査項目及び重点監査項目に基づいて現場の実態を把握し、監査指摘等を行っています。

2023年3月29日に就任した常勤監査等委員の長島芳明は、日本経済新聞社において、長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行っており、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識と経験を有し、監査等委員監査を担当しています。

2022年3月29日付で就任した監査等委員の橘内進は、公認会計士として専門的な知識及び実務経験を有しており、上場会社の社外監査役として上場会社の経営陣を牽制、監督してきた経験があります。

2024年3月27日付で就任した監査等委員の二木洋美は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化を図るうえで相応しいものと考えております。

2024年12月期における、監査等委員会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
長島 芳明	15回	15回
茂木 勉（注）1	5回	5回
橘内 進	15回	15回
二木 洋美（注）2	10回	10回

- (注) 1. 茂木勉監査等委員は、2024年3月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任されましたので、在任中に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。
2. 二木洋美監査等委員は、2024年3月27日開催の第24回定時株主総会において新たに選任されましたので、就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの内部監査の状況は、以下のとおりであります。

a. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査部を設置しており、同部に内部監査担当者2名を配置し、業務執行の適正性及び有効性を検証するために、通常の業務執行から独立した機関として構成しております。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を得た年間内部監査計画に基づき、監査を実施しており、監査結果については都度代表取締役社長、取締役会長、常勤監査等委員及び被監査組織の責任者に報告しております。また、被監査組織に対しては監査結果として業務改善等に向けた指摘を行うとともに、指摘事項に対する改善計画の提出を求めており、提出された改善計画の改善状況についても後日確認しております。

b. 内部監査、監査等委員監査及び会計監査人監査の相互連携

良質な企業統治体制の確立に向けて、監査等委員、内部監査部、監査法人のそれぞれが監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っており、また、いわゆる三様監査として3者が定期的に会合をもって情報連携しております。

監査等委員、内部監査部及び監査法人は、適宜会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果情報を交換し、三方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。内部監査部は、内部監査報告書を都度常勤監査等委員に送付し監査等委員会に毎月報告するほか、毎月監査等委員監査結果と内部監査結果について情報交換及び意見交換を実施するとともに、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。内部監査、監査等委員会及び会計監査人と内部統制所管部署との関係は、内部統制所管部署に対して独立した立場で監査を実施し、内部統制所管部署はそれらの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、協力する関係にあります。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、有限責任 あずさ監査法人を当社の会計監査人として選定する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役報酬額及び監査役報酬額は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役及び監査等委員の報酬等の額及び報酬等の内容は、株式移転計画書附則第2条「最初の取締役の報酬等」をご参照ください。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の名称、その権限の内容、裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの2024年12月31日現在の株式の保有状況は、以下のとおりであります。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を考慮したうえで、株式を保有することとしております。また、取締役会等において、個別銘柄の保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査しております。

b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	378

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月末日・毎年12月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が発生したときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．単元未満株式の買取りを含む株式の取扱は、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなる予定です。ただし、特別口座に記載されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取り扱う予定です。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定める予定です。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は、株式移転計画に係る取締役会決議日から本報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)【有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類】

2025年3月4日 関東財務局長に提出

(2)【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類）】

2025年3月28日 関東財務局長に提出

なお、当社の完全子会社となる予定の株式会社エージェント・インシュアランス・グループが、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） 2025年3月27日 関東財務局長に提出

②【半期報告書】

該当事項はありません。

③【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づく臨時報告書を2025年2月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号に基づく臨時報告書を2025年2月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2025年3月28日関東財務局長に提出

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 本店

（東京都新宿区市谷本村町3番29号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第 1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第 2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。